第三次 揖斐川町地域福祉活動計画 (案)

+-第三次揖斐川町地域福祉活動計画 目 次

第1章 計画の概要

可画水足の自京 ————	
1) 地域福祉推進の中心的役割を担う社会	(3) 地域福祉活動計画と地域福祉計画の位
福祉協議会・・・・・・1	置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2) 地域福祉活動計画の策定・・・・・・・ 1	
計画の期間————	
計画の策定体制 ————	
1) 計画策定委員会‥‥‥‥ 3	(2) 課題・ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 揖斐	川町の現状
人 口 ———————————————————————————————————	
高齢者世帯————	
出 生	
要援護者の状況	
	(3) 生活保護世帯(人員)の推移・・・・・・・・
2) 障がいのある人の推移・・・・・・・・6	
地域の状況	
1) 子ども会·······7	(2) 老人クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1) 民生委員・児童委員・・・・・・・ 8	(3) ボランティア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2) 福祉委員・・・・・・8	
地域福祉活動 —————	
1) 第1層・第2層協議体・・・・・・・9	(3) ふれあいいきいきサロン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2) 集いの場 10	(4) 認知症サポーター養成講座・・・・・・・・・・・

第4章 基本理念等

1	基本理念					15
2	推進目標					16
3	施策の体系	系				17
		<u> </u>	- 辛 江新	, , , ,	The state of the s	
		第	5 章 活動	Jal	Щ	
【 扌	推進目標1】	安心して暮らせる ~気候	付き合い~			18
(1) 協議体設	:立の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18	(4)	人の集まる拠点づくり・・・・・・・・・・・・・・	20
(2) 地域の見	.守りと見守りマップの推進・・・	• 19	(5)	認知症への理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(3) 孤立防止	の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 19	(6)	災害ボランティアセンターの充実	21
【扌	推進目標2】	地域福祉に参加しよう	~ふれあい~	J _		22
(1) 福祉委員	活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 22	(4)	福祉教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(2) ボランテ	ィアセンターの活性化・・・・・・	• 22	(5)	社会福祉大会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(3) 男性参加	1による地域福祉の推進・・・・・・	· 22			
【 扌	推進目標3】	地域で支えよう~支える	合い~			24
(1) 地域包括	ケアシステムの充実・・・・・・・	· 24	(3)	生活支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・	24
(2) 介護予防	等による住民の健康維持・向上・	· 24	(4)	相談窓口の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
【扌	推進目標4】	社会福祉協議会の基盤強	化 ~「あい) [(の拠点づくり~	27
(1) 広報活動	による社会福祉協議会の啓発・	· 27	(4)	職員資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(2) 社会福祉	:協議会会費、共同募金の拡充・	• 27	(5)	揖斐川町との連携体制の強化・・・・・・・	28
(3) 新しいサ	ービスの研究調査・ニーズ把握・	· 27			

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会

少子高齢化、家族類型の変化、ライフスタイルの変化、価値観の変化等により、 かつて地域社会や家庭が有していた相互扶助の機能が薄れ、介護力、子育て力等が 低下しています。

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護保険サービス、 障害福祉サービス、子育で支援サービスなど公的なサービスの充実を図る必要があ ります。同時に、柔軟な見守りや緊急時の支援等、地域住民やボランティアによる きめ細やかなサービスや支援も不可欠となってきており、地域の福祉力を高めてい くことが求められています。

こうした社会環境の変化にともなう福祉への要請に応えるため、平成12年6月、「社会福祉事業法」が改正され、法律名も「社会福祉法」に改められました。この法律は、社会福祉制度が従来のような限られた人に対する保護・救済にとどまるのではなく、障がいのあるなしや年齢にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮せるよう自立を支援する制度への転換を目指すものです。また、地域社会を基盤とした福祉(地域福祉)を推進する必要があることから、法律に「地域福祉の推進」が明記され、地域福祉を推進する中心的な団体として社会福祉協議会が位置づけられました。

(2) 地域福祉活動計画の策定

地域福祉活動計画とは、社会福祉法において「地域福祉の推進を目的とする団体」 として位置づけられている社会福祉協議会が中心となって策定する、住民が課題解 決を図るための具体的な地域福祉活動、行動を示すものです。

社会福祉協議会では、平成21年3月に、合併後最初の「揖斐川町地域福祉活動計画(計画期間:平成21年度~25年度)」を策定しています。さらに平成27年3月には「第二次揖斐川町地域福祉活動計画(計画期間:平成27年度~31年度)」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この間、社会福祉協議会は、ボランティアの育成、サロンの立上げ、日常生活自立支援事業、生活困窮者への支援、各種の生活支援サービスや介護予防事業などに取り組んできました。

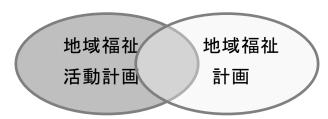
急激な少子高齢化や人口減少の進行に伴い、介護サービスはもちろん、日常生活の軽微な支援や見守りなどの必要性が一層高まってきています。また、ひきこもりなど社会的孤立、生活困窮など複合化・複雑化している問題への包括的な相談・支援が課題となってきます。

第二次計画が令和元年度に最終年度を迎えることから、現状のニーズと課題を把握するとともに、制度改革への対応を踏まえ、計画の見直しと新たな目標を掲げて 策定を行うこととしました。

(3) 地域福祉活動計画と地域福祉計画の位置づけ

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と、揖斐川町が策定する地域福祉計画の目指すところは同じであり、課題を共有し、共同して取り組みを推進する必要があると考えます。これまでも相互に計画の整合性を図りながら策定してきたところですが、両計画の連携をさらに強めて、包括的な支援体制を構築していくことが必要です。

図表 1-1 地域福祉活動計画と地域福祉計画の位置づけ



区分	地域福祉活動計画	地域福祉計画
計画の根拠・性格	・社会福祉法において、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を目的とする団体」として位置づけられており、この社会福祉協議会が中心となり地域住民や関係団体、企業等とともに福祉のまちづくりを目指すための実践的、具体的な活動計画です。 ・全国社会福祉協議会が「地域福祉活動計画策定指針」をまとめています。	・社会福祉法第107条(平成12年改正で社会事業法から社会福祉法に名称変更。市町村および都道府県の地域福祉(支援)計画に関する規定が設けられ、平成15年4月に施行されました) ・行政計画(行政計画ではあるが、公民協働の計画策定が重要であり、その策定手法・経過が特徴となっています)
これまでの計画策定経過	・揖斐川町地域福祉活動計画 計画期間:平成21~25年度 ・第二次揖斐川町地域福祉活動計画 計画期間:平成27~31年度(令和元年度)	・揖斐川町地域福祉計画 計画期間:平成21~25年度 ・第2期揖斐川町地域福祉計画 計画期間:平成27~31年度(令和元年度)

2 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

図表1-2 計画の期間

区分	平 成 平 27年度 28年	成 平 成 平 成 度 29年度 30年度	平 成 31年度 (令和 元年度)	令 和 令 2年度 3	和 令 和 年度 4年度	令 和 令 和 5年度 6年度
地域福祉活動計画	l i	町地域福祉活動計画 或 27~31 年度)				
地域福祉計画		町地域福祉計画 成 27~31 年度)			川町地域福祉令和2~6年	<i>></i>

3 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会

地域組織・団体の代表者、福祉・医療・教育の関係者および学識経験者で構成する「揖斐川町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、地域福祉に関わるさまざまな分野からの意見や提案を計画に反映しました。

(2) 課題・ニーズの把握

「第三次揖斐川町地域福祉活動計画」策定の参考にさせていただくことを目的として、第5回揖斐川町社会福祉大会に参加した方を対象にアンケートを実施しました。

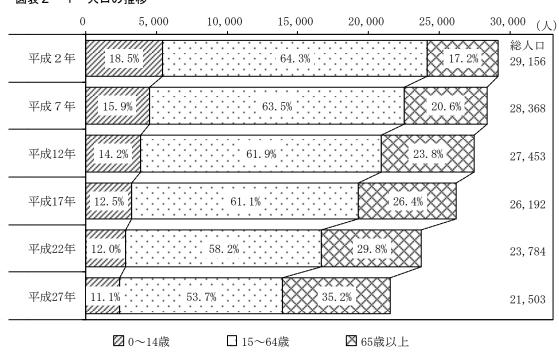
また、各地区の福祉連絡会・福祉委員会・地区懇談会等の取り組みを通して、地 区の課題・要望等の把握に努めました。

さらに、揖斐川町が「揖斐川町地域福祉計画」策定のために実施したアンケート 調査結果を参考にしました。

第2章 揖斐川町の現状

1 人 口

平成27年の国勢調査によると、揖斐川町の総人口は21,503人となっており、減少を続けています。 $0\sim14$ 歳人口の占める割合は、平成2年に18.5%であったものが、平成27年には11.1%となっています。高齢化率(65歳以上人口が総人口に占める割合)は、年々上昇を続け、平成27年には35.2%となりました。この少子高齢化は、今後も続いていくと考えられます(図表2-1)。地区別人口は図表2-2のとおりです。



図表2-1 人口の推移

(注) 平成2年~平成12年は、合併前の6町村の合計。総人口は年齢不詳を含む。 資料:「国勢調査」

図表2-2 地区別人口

广 华	∧ #			揖勢	長川			公河	春日	月 浦	藤橋	坂内
年齢	全体	揖斐	大和	北方	清水	小島	脛永	谷汲	1000	久瀬	// // // // // // // // // // // // //	
合 計	20, 885	3, 392	2, 790	1,740	1,856	4,083	1,815	2, 902	883	859	225	340
0~14歳	2, 114	361	309	222	207	431	204	276	37	44	13	10
15~64歳	10, 894	1,828	1, 546	928	971	2, 250	984	1, 458	343	369	104	113
65歳以上	7, 877	1, 203	935	590	678	1, 402	627	1, 168	503	446	108	217
75歳以上	4, 194	639	438	309	364	642	332	634	324	289	74	149
85歳以上	1, 545	206	141	110	116	222	95	258	133	144	45	75
外国人	198	32	15	13	32	56	18	26	1	4	1	0

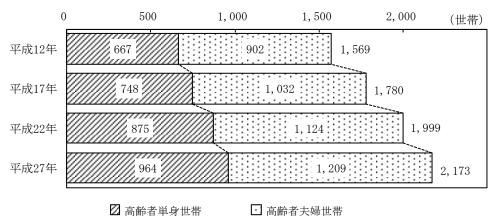
(注) 令和元年11月1日現在の住民基本台帳人口。

2 高齢者世帯

平成27年の揖斐川町の高齢者単身世帯は964世帯、高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)は1,209世帯となっており、ともに増加を続けています。

(図表2-3)

図表2-3 高齢者世帯の推移



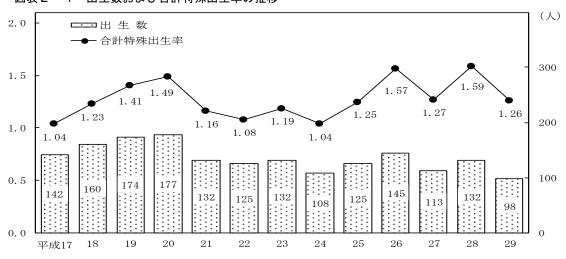
資料:「国勢調査」

3 出 生

揖斐川町における平成29年の出生数は98人です。平成19年、20年には170人を上回る比較的多くの出生がありましたが、その後は100~140人台で推移し、29年には100人を下回りました。

少子化の指標とされる合計特殊出生率は年によってかなり高低があります。平成20年の 1.49をピークとして平成20年代前半は1.0~1.1台で推移していましたが、平成25年以降は、 1.2~1.5台と高くなっています。

図表2-4 出生数および合計特殊出生率の推移



資料:「西濃地域の公衆衛生」

4 要援護者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

令和元年8月現在、介護保険制度における要支援・要介護認定者数は1,299人です。 平成22年以降についてみると、認定者数は増加を続けていましたが、平成27年の1,391 人をピークに減少傾向に転じています。

(人) 500 1,000 58 101 平成22年 223 1,230 平成23年 52 241 238 172 190 💸 1,233 平成24年 **33** 166 **333** 1,264 197 平成25年 248 181 283 1, 363 平成26年 251 172 **※** 164 **※** 265 平成27年 308 1, 391 173 147 💥 1, 338 240 平成28年 284 163 304 137 280 1,296 平成29年 273 236 162 平成30年 287 ∵ 232 1,312 令和元年 291 229:-151

図表2-5 要支援・要介護認定者数の推移

□ 要支援 1 図 要支援 2 ■ 要介護 1 図 要介護 2 □ 要介護 3 園 要介護 4 図 要介護 5

(注) 年度末現在、令和元年は8月現在

資料:揖斐広域連合

(2) 障がいのある人の推移

揖斐川町の障害者手帳を所持している人は図表2-6のとおりです。

図表 2 - 6 障害者手帳所持者数の推移

単位:人

		区		分			平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
身	体	障	害	者	手	帳	1,080	1,057	1, 043	981
療		育		手		帳	196	200	202	197
精	精神障害者保健福祉手帳				祉手	帳	151	157	159	211

(注) 各年3月31日

(3) 生活保護世帯(人員)の推移

図表2-7は、揖斐川町の生活保護世帯(人員)の推移をみたものです。

図表2-7 生活保護世帯(人員)の推移

区分	平成								
	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
保護世帯数(世帯)保護人員 (人)	35	38	40	37	35	34	33	33	32
	41	45	49	46	39	40	38	36	34

⁽注) 各年4月1日現在。

5 地域の状況

(1) 子ども会

平成31年4月1日現在、109の子ども会があり、会員数は1,439人となっています。単位子ども会数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表2-8 子ども会の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
単位子ども会数	110	111	110	110	109	109
会 員 数(人)	1, 695	1,655	1,561	1,561	1, 495	1, 439
平均会員数(人/会)	15. 4	14.9	14. 2	14.2	13. 7	13. 2

⁽注) 各年度4月1日

(2) 老人クラブ

老人クラブは、仲間づくり、趣味の活動、社会奉仕活動などを行っています。平成31年4月1日現在、31の老人クラブがあり、2,459人が加入していますが、会員数は減少しています。

図表2-9 老人クラブの会員数の推移

区分	平成26年度	成26年度 平成27年度 平成28年度		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
単位クラブ数	48	43	39	38	36	31	
会員数 (人)	3, 981	3, 541	3, 177	2, 965	2, 730	2, 459	

⁽注) 各年度4月1日

6 福祉関係のボランティア等

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、高齢者や障がいのある人等の相談に応じたり、地域福祉活動の推進、さらには関係行政機関との協力等の幅広い活動をしています。令和元年12月現在、64人が委嘱されています。また、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として7人が指名されています。

図表 2-10 民生委員・児童委員

	揖斐川						
地区		揖 斐	大 和	北方	清水	小 島	脛 永
人数(人)	32	8	6	3	4	8	3
地区	谷 汲	春日	久 瀬	藤橋	坂 内	合	計
人数(人)	11	7	7	2	5		64

(注) 令和元年12月現在

図表 2 - 11 主任児童員

地区	揖斐川	谷	汲	春	日	久	瀬	藤	橋	坂	内	合	計
人数(人)	2		2		1		1		0		1		7

(注) 令和元年12月現在

(2) 福祉委員

福祉委員は、区長の推薦に基づき、社会福祉協議会長が委嘱しています。令和元年度は249人が委嘱されており、地域住民とともに福祉のまちづくりを推進し、ご近所の方々を見守る支援者の一人として活動しています。

図表 2 - 12 福祉委員

地区	区 数	福祉委員 (人)	地区	区 数	福祉委員(人)
揖斐川	71	193	谷 汲	23	23
揖斐	20	48	春日	13	19
大 和	17	34	久 瀬	8	7
北方	7	27	藤橋	3	2
清水	6	16	坂 内	5	5
小 島	14	45			
脛 永	7	23	合 計	123	249

(3) ボランティア

ボランティアセンターに登録しているボランティア団体は、平成31年度は団体、29団体、個人登録は15人、登録者合計数は1,373人です。

図表 2-13 ボランティア登録

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
団 体 (団体)	25	18	34	30	33
所属人数(人)	1, 294	1, 348	1, 773	1, 459	1, 430
個 人(人)	75	59	23	34	11
合計(人)	1, 369	1, 407	1, 796	1, 493	1, 441

(注) 各年度末

7 地域福祉活動

(1) 第1層・第2層協議体

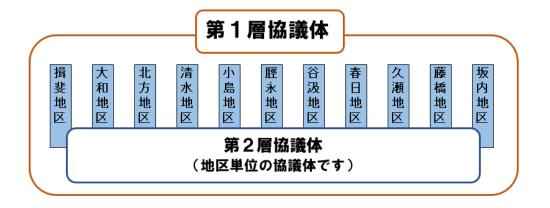
生活支援サービスの充実と地域における支え合い体制づくりを支援するため、社会福祉協議会にコーディネーターを配置しています。コーディネーターは各地区において地域福祉懇談会を開催し、状況把握や課題の抽出を行っています。それらが発展して協議体を設置する取り組みが始まっています。令和元年11月末現在の設置状況は、図表 2-14のとおりです。

図表 2-14 協議体の設置状況

地区	揖斐	大 和	北方	清水	小 島	脛 永
協議体の設置	0	_	_	0	_	©
地区	谷 汲	春日	久 瀬	藤橋	坂 内	
協議体の設置	0	_	_	_	_	

(注) ◎は設置 令和元年11月末現在

※協議体とは・・・地域で福祉を考え、取り組む組織



(2) 集いの場

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者などが、いつでも気軽に 集まることができる「集いの場」が徐々に広がっています。

図表 2-15 集いの場

地区	揖斐川	揖斐	大 和	北方	清 水	小 島	脛 永
集いの場	3	1	0	1	0	1	0
地区	谷 汲	春日	久 瀬	藤橋	坂 内	合	計
集いの場	0	0	0	0	1		4

⁽注) 令和元年12月末現在

(3) ふれあいいきいきサロン

身近な場所で誰もが気軽に参加できるふれあいの場として「ふれあいいきいきサロン」の取り組みを推進しています。令和2年2月現在、89か所で開催されています。

図表 2-16 ふれあいいきいきサロン

地区	揖斐川	揖 斐	大 和	北方	清 水	小 島	脛 永
サロン数	46	1:		7	3	10	6
地区	谷 汲	春日	久 瀬	藤橋	坂 内	合	計
サロン数	18	•	10	2	3		89

⁽注) 令和2年2月現在

(4) 認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識の普及を図り、認知症のある人やその家族がいつまでも 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また、認知症の予防を推進するため、認知症 サポーター養成講座を開催しています。

図表2-17 認知症サポーター養成講座

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認知症サポーター養成 講座実施回数	4	15	5	9	16

(注) 各年度末

第3章 評価・課題

第二次地域福祉活動計画の取り組み実績と課題

目標1 安心して暮らせる~協働のまちづくり~

No.	活動・事業	取組・実績	課題・今後の方向性
1	見守り体制 づくりの推 進	・地域福祉懇談会や福祉委員研修会を開催。役場と協働して、見守りカードの説明や推進を行った。 ・福祉連絡会等の活動支援を行った。	・区長、民生委員・児童委員、福祉委員を中心とした三者が集まる話し合いの場を第1層の協議体と位置づける。各地区の情報の共有ができるように働きかける。 ・各地区に第2層の協議体となる福祉連絡会等の立ち上げに向けた働きかけを行い、支援していく。 ・各地域で行われている見守り活動を紹介し、地域に合わせた組織づくりと見守り体制の強化を図る。
2	福祉委員活動の充実	 ・各地区で、福祉委員研修会を開催し、研修や福祉委員の活動の説明を行った。 ・自主的な組織が立ち上がり、訪問時にチラシやプレゼントの配付、アンケートを実施し、高齢者の状況把握を行っている。 ・バースデイサービス事業の充実を図り、報告書による情報提供により、高齢者の見守り、状況把握ができた。 	・各地区の状況にあった活動内容を支援する。 ・福祉委員としての活動内容を明確にし、安心して活動ができるように支援していく。 ・研修会を開催し、福祉委員として自立した活動ができるように体制づくりを行っていく。 ・揖斐川町福祉委員会の活動を充実させ、各地域の福祉委員との連携や情報交換を行う。 ・福祉委員の活動事例集などわかりやすいノート、資料を作る。
3	人の集まる 拠点づくり	 ・集いの場事業を推進し、気軽に集まれる「集いの場」ができた。 ・各地区でふれあいいきいきサロンが活発に開催されている。新規サロンの立ち上げに向けての支援を行った。 ・ふれあいいきいきサロンの役割や必要性の啓発活動を行った。 	 集いの場事業の啓発を行い、各地区に気軽に集まれる居場所づくりを支援していく。 サロンがない地域にサロン立ち上げの支援をする。 継続してサロンが開催できるように相談、情報提供を行う。
4	地域の見守 りマップの 推進	・民生委員・児童委員を中心に毎年更新をしている。・地域によっては、住民参加により地域独自のマップを作成し、情報交換を行っている。	・地域の状況により、見守りマップを活用して情報交換を行う。 ・地域の福祉関係者の役職交代に伴い、福祉に関する情報の共有や引継ぎが必要である。

目標2 地域福祉に参加しよう~人づくり~

No.	活動・事業	取組・実績	課題・今後の方向
1	ボランティ ア登録の推 進と育成	 ・町内で技術や知識を持った住民ボランティアが集まり、情報交換やお互いの知識習得、交流を目的としたボランティアカフェを毎月開催している。また、カフェで得た知識や情報を各地区のサロンなどで広め、住民の活動意欲を高めている。 ・生活支援サポート事業「おたすけサポーターはなもも」が立ち上がり、有償ボランティアの体制づくりを推進した。 	・登録ボランティアに活動の情報提供が不足している。・ボランティアの層を広げるために、各種ボランティア講座を開催する。
2	団塊の世代 や男性参加 による地域 福祉	・男性を中心とした集いの場が発足し、 囲碁や将棋を楽しんでいる。・近年はサロンに男性の参加も増え、お 茶や会話を楽しまれるようになった。	・まだまだ、男性の参加者が少ないので、 男性が関心を持ち、積極的に参加できる 内容や取り組みを検討する。・養成講座を開催し、男性が気軽に集まる サロン等を立ち上げていく。
3	福祉教育の 推進	 ・小・中学校に、福祉講座を開催している。障がい者の方が講師となり、福祉教育を行った。 ・聴覚障がい者についての授業では、ボランティアによる手話の講座を開催した。 ・高齢者を理解するために疑似体験の授業を行った。 ・小・中・高等学校において「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症について正しく理解をしてもらった。 ・夏休みを利用して、小・中・高等学校の児童生徒を対象にチャレンジスクールを開催し、福祉教育を行っている。 ・福祉協力校として各学校に助成を行い、福祉教育や、福祉活動の充実を図っている。 	 ・学校関係者と連携を図り、福祉教育の進め方、内容について検討する。 ・夏休みチャレンジスクールの内容を見直し、子どもたちのニーズや将来に役立つ企画を考える。 ・「認知症サポーター養成講座」については、学年を決めて、全学校で開催されるように働きかける。 ・将来子どもたちが揖斐川町の福祉の担い手として活躍できるよう、福祉教育事業を積極的に開催する。 ・福祉協力校の助成金を有効な活動資源として見直す。
4	社会福祉大 会の開催	・3年ごとに開催し、表彰状並びに感謝 状の贈呈を行った。 第4回社会福祉大会を平成28年9月11 日、第5回社会福祉大会を令和元年9 月8日に開催した。	・住民とともに福祉について考える機会に なるような大会を開催する。

目標3 地域で支えよう~福祉サービスの充実~

No.	活動・事業	取組・実績	課題・今後の方向
1	ボランティ アによる地 域福祉の協 力推進	・社協ボランティア・赤十字奉仕団による地域福祉活動が充実している。・高齢者訪問や福祉のつどいを開催している。・施設ボランティアに取り組んでいる。	・担い手不足による団員数の減少と活動内容 の縮小が課題である。・若い人に活動を理解してもらい、新規団員 の加入に力を入れる。・ボランティアを地域の福祉のネットワーク に組み入れる。
2	生活支援サービスの構築	 ・平成30年10月、普段の暮らしの中のちょっとした困りごとを手助けする生活支援グループ「おたすけサポーターはなもも」が立ち上がり、活動を行っている。 ・「生活支援サポーター養成講座」を開催し、サポーターの人員確保と拡充を行っている。 	・生活支援サービス事業として住民への周知、サポーターの養成、活動内容の見直し等、住民のニーズに合わせ、拡充していく。 ・地域によりサポーターが不足している。特に山間部は、活動できる人が少ない。 ・ニーズを洗い出し、活動内容を見直す。 ・地域住民への活動の周知が不足している。
3	相談窓口の 充実	・総合相談窓口の充実・日常生活自立支援事業、生活福祉資金 貸付事業を行っている。	・相談窓口としての役割が住民に周知不足である。

目標4 緊急時に備えよう~安心づくり~

No.	活動・事業	取組・実績	課題・今後の方向
1	災害ボラン ティアセン ター	・災害ボランティアセンター設置訓練及 び総合防災訓練に参加している。	・災害ボランティアの登録者数を増員する。 ・災害ボランティアセンター設置がスムーズ にできるように日頃から訓練と防災に対 する意識を啓発する。
2	孤立防止の 推進	・地域ケア会議に参加し、地域の情報共有を行っている。・地域サポート事業で職員が自宅への訪問活動を実施し、見守り、声掛けによる安否確認を行っている。	・福祉関係者との連携を強くし、情報共有を 行う。 ・遠く離れて暮らす家族も含めた、向こう三 軒両隣のつきあいを深めていく。 ・小地域の見守り活動を見える化する。 ・集いの場を立ち上げる。

目標 5 社会福祉協議会の基盤強化

No.	活動・事業	取組・実績	課題・今後の方向
1	広報活動に よる社協の 啓発	・広報「かけはし」を発刊し、社協の役割、活動内容、各種事業の周知を行っている。 ・「いびがわ健康福祉フェア」の開催をとおして、地域福祉活動に対する啓発を行っている。	 ・住民に親しまれ、楽しく読んでいただける広報「かけはし」を目指す。 ・地域福祉活動に対する理解と協力を得られるよう、様々な情報発信を行う。 ・住民にわかりやすく、情報を発信するため、ホームページの内容を充実させる。
2	社協会費、 共同募金の 拡充	・会費や共同募金の使途についての説明 を行っている。 ・共同募金の推進を行っている。	・住民参加の地域福祉活動を行い、新規会員の加入促進、共同募金の推進を図る。・会費や共同募金は社会福祉協議会の地域福祉活動を実施する上での貴重な財源であるため、使途について地域住民に丁寧に説明する。

第4章 基本理念等

1 基本理念

第二次地域福祉活動計画の基本理念である「みんなの笑顔が あふれる『あい』のまちづくり」を引き継ぎながら、さらに一歩進めた「誰一人取り残さない支え『あい』のまちいびがわ」を本計画の基本理念として定めます。

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民同士の積極的な関わりによって結びつきを強め、助け合いの輪を広げ、さらに住民、行政、社会福祉協議会などが連携し、それぞれの特性を活かした「協働」のまちづくりを推進していくことが大切です。

誰一人取り残さない

支え「あい」のまち いびがわ

「誰一人取り残さない支え『あい』のまち いびがわ」を実現するために、様々な事業や 活動を展開していくことになります。

「あい」は愛、きづきあい、ふれあい、ささえあいなどの「あい」、揖斐川(i b i g a w a) の「i (あい)」を意味しています。

2 推進目標

基本理念として掲げた「誰一人取り残さない支え『あい』のまち いびがわ」の実現に向けて、次の4つの推進目標を定め取り組みを推進します。

【推進目標1】安心して暮らせる ~気付き合い~

地域福祉の推進母体となる協議体(福祉連絡会等)の設置に取り組み、孤立防止の推進を行います。また、認知症への理解を深める活動と支援を行い、地域福祉の推進を図ります。

【推進目標2】地域福祉に参加しよう ~ふれあい~

福祉教育・啓発を推進して福祉の心を育みます。ボランティアセンターの活動の推進 を図り、地域で活動するボランティアの育成と支援を行います。

【推進目標3】地域で支えよう ~支え合い~

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公的支援に加え、互助・ 共助による生活支援サービス等の包括的な支援体制を推進します。また、身近な相談窓 口として、住民に周知を行い、相談窓口の充実を図ります。

【推進目標4】社会福祉協議会の基盤強化 ~「あい」の拠点づくり~

社会福祉協議会の役割とその活動についての広報・周知に努めるとともに、理解と協力、住民参加を働きかけていきます。また、ニーズや課題の把握に努め、必要なサービスを提案していきます。それらに取り組むため、社会福祉協議会の人材の育成、資質の向上、関係機関との連携など基盤強化を図ります。

施策の体系 3

~気付き合い~

(1)協議体設立の推進

- (2) 地域の見守りと見守りマップの推進
- (3) 孤立防止の推進
- (4) 人の集まる拠点づくり
- (5)認知症への理解
- (6) 災害ボランティアセンターの充実

2地域福祉に参加しよう **~**ふれあい~

- (1)福祉委員活動の充実
- (2) ボランティアセンターの活性化
- (3) 男性参加による地域福祉の推進
- (4)福祉教育の推進
- (5)社会福祉大会の開催

3地域で支えよう ~支え合い~

(1) 地域包括ケアシステムの充実 (2)介護予防等による住民の健康の維持・向上 (3)生活支援サービスの充実

(4)相談窓口の充実

4社会福祉協議会の基盤 ~「あい」の拠点づくり~

- (1) 広報活動による社会福祉協議会の啓発
- (2)社会福祉協議会会費、共同募金の拡充
- (3)新しいサービスの研究調査・ニーズ把握
- (4)職員の資質の向上
- (5) 揖斐川町との連携体制の強化

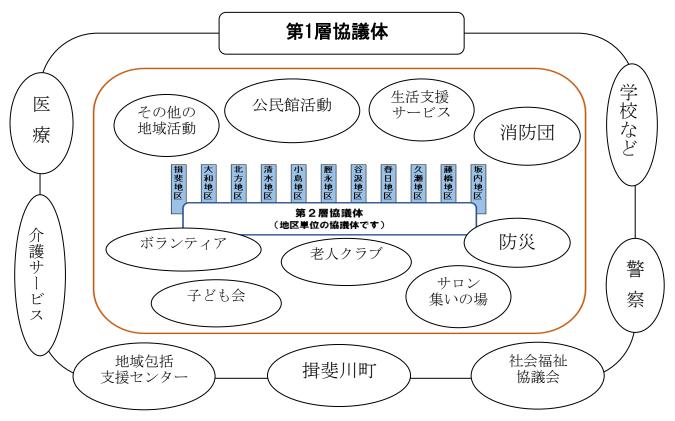
第5章 活動計画

【推進目標1】安心して暮らせる ~気付き合い~

(1) 協議体設立の推進

地域福祉活動を活発にするために重要となるのが地域福祉を推進する母体であり、社会福祉協議会では協議体(福祉連絡会など)の設置を推進しています。既に協議体を設立した地区や、その前段階となる話し合いを行っている地区があります。地区により構成員、取り組み内容、名称などの違いはありますが、地区の状況に応じた形態を尊重しながら、設立とその活動を支援していきます。

図表5-1 協議体のイメージ(例)



図表5-2 第2層協議体設置数の目標

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協議体設置地区	5	6	7	9	11

(2) 地域の見守りと見守りマップの推進

・小地域での見守り活動

小地域においては概ね見守り活動が実施されています。今後は地域の連携を強化 して見守り体制の組織化、ネットワークの構築を図ります。

・見守りマップの作成・更新

見守りマップは、その作成過程を通して、地域の情報・課題を見える化、共有することができるという観点から、地域の見守りを推進する上で非常に有効です。各地区の地域福祉懇談会などにおいて、見守りマップを更新し、要援護者の把握、地域の課題抽出の方法のひとつとして取り組んでいきます。

・要援護者の把握と支援体制

福祉委員、民生委員・児童委員、関係機関などからの情報により、援助や見守りが必要な場合には、職員が訪問します。状況に応じて関係機関と連携し、在宅での生活が継続できるよう支援していきます。

(3) 孤立防止の推進

・本人参加による安否確認方法の確立

過疎化、高齢化の進行などにより、ひとり暮らしや高齢者世帯が増加傾向にあります。サロンや地域の集まりなどにお互いに声を掛け合い、参加することにより、地域での安否確認を行うことができます。本人を含めた向こう三軒両隣の見守り体制の構築や福祉連絡会等(協議体)の立ち上げなど見守り体制のあり方について検討していきます。

・離れて暮らす家族を視野に入れた支援

関係機関と協力して、離れて暮らす家族と地域住民が情報を交換したり、連絡 先・手段等の確認を行う方法等を提案します。

・ひとり親家庭の支援

民生委員・児童委員の協力を得て、ひとり親家庭への個別訪問を実施し、ニーズ 把握や相談支援を行います。また必要に応じて、関係機関へ繋げ、支援の充実を図 ります。

外国人家庭等の支援

外国人や日本国籍を有する外国から来た人の世帯を地域で把握し、社会参加の促進や地域とのつながりを支援する。

(4) 人の集まる拠点づくり

・ふれあいいきいきサロンの設立および支援

ふれあいいきいきサロンはご近所で気軽に集まる場として、またおしゃべりや小物作りなどの生きがいづくりの場として、みんなで楽しい時間を過ごすことのできるところです。ふれあいいきいきサロンの活動支援や新しいサロンの立ち上げ支援を行います、また多世代の交流の場や、サロンの内容の充実を支援していきます。

・集いの場事業の推進

住民・ボランティアが主体となって運営する「集いの場」の立ち上げ、活動の充 実を支援していきます。

子どもから高齢者まで、男女や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが気兼ねなく集まり、地域でのつながりを再生する場として、集いの場づくりを促進します。

(5) 認知症への理解

・認知症に対する啓発活動の実施

各地区の団体、小・中・高等学校において認知症サポーター養成講座、認知症講演会、認知症講座を開催し、認知症に関する正しい理解を深めるとともに、地域の支援者(サポーター)を増やしていきます。

図表5-3 認知症サポーターの養成講座等の目標

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症サポーター養成 講座等開催数	15	17	19	21	23

・認知症キャラバンメイトの活動支援

認知症キャラバンメイトとは地域住民に認知症を正しく理解してもらうために 啓発活動を行うボランティアです。

キャラバンメイトの定例会の開催やメイトの活動支援を行います。研修会の参加 やメイト同士の交流を深め、地域に根差した新たな活動の取り組みを支援していき ます。

(6) 災害ボランティアセンターの充実

・災害ボランティアセンター設置訓練および総合防災訓練への参加

災害時の復興にはボランティアが大きな力を発揮します。ボランティアを「必要とする人」と「したい人」をつなぐ災害ボランティアセンターの設置訓練を実施します。

また、平常時から揖斐川町と協力し、災害ボランティアの研修、防災訓練等を行い、災害ボランティアの人材育成に努めます。

・災害ボランティアの登録の推進

災害ボランティアの登録者を増員できるよう働きかけを行っていきます。

· 災害見舞金支給事業

町内において火災、地震、風水害等により被災した世帯等に、見舞金を支給します。

【推進目標2】地域福祉に参加しよう ~ふれあい~

(1) 福祉委員活動の充実

・福祉委員研修会の開催

福祉委員の役割の周知、情報の提供、福祉関係者とのネットワークづくりなどの研修会等を開催します。また、福祉委員の活動事例集などわかりやすい資料を作成し、活動を支援していきます。

・バースデイサービス事業の充実

福祉委員の活動の一環として、ひとり暮らし高齢者等の見守りを目的としたバースデイサービス事業を実施します。本事業の目的、意義を明確化し、福祉委員の訪問活動の充実を図ります。

(2) ボランティアセンターの活性化

・ボランティア情報の提供

揖斐川町及び社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを活用してボランティア活動の状況や講座開催の情報を提供して、ボランティア活動の周知をおこないます。

ボランティア活動のコーディネート

有資格者や技術を有している人、様々な講習を修了した人等が、その知識や技術 を生かせるようコーディネートを行います。

・ボランティア養成講座の開催

傾聴、手話、生活支援などの技術を要するボランティアの養成や、幅広い年代の ボランティアを養成するための講座を開催します。

(3) 男性参加による地域福祉の推進

近年、男性の「集いの場」や「サロン」への参加者の増加がみられます。しかし、 依然として男性の参加者が少ないことから、男性が関心を持ち、積極的に参加でき る内容や取り組みを住民とともに構築していきます。

(4) 福祉教育の推進

福祉教育事業の推進

町内の幼・小・中・高等学校を対象として、高齢者疑似体験、手話・指文字体験、 点字体験、障がい者に対する理解などの出前講座を実施します。また、認知症への 理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。

夏休みの期間中において、幼・小・中・高等学校の児童・生徒を対象とした福祉体験学習や福祉教育講座を実施します。

・福祉協力校の指定および助成

児童・生徒が福祉への関心と理解を高め、思いやりの心を育むことができるよう、 町内すべての小・中・高等学校を福祉協力校に指定し、活動への助成を行います。 各学校の取り組みは広報に掲載するなど、活動を地域住民に周知していきます。

(5) 社会福祉大会の開催

3年に1度、社会福祉に功績のある方の表彰や福祉を普及させるための講演会など を開催します。

【推進目標3】地域で支えよう ~支え合い~

(1) 地域包括ケアシステムの充実

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の充実に向けた取り組みが進められています。本計画においては、特に、その構成要素である「介護予防」「生活支援」「相談窓口」の充実を目指していきます。

(2) 介護予防等による住民の健康維持・向上

介護予防の推進

サロンや老人クラブ等への「講師派遣」、一般高齢者向けの体操教室「おたっしゃ教室」、下肢筋力の衰え等により在宅での生活に多少の不安を抱えた人を対象とする健康教室「青春塾」を開催します。

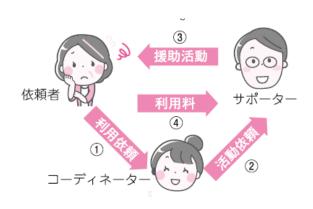
(3) 生活支援サービスの充実

・生活支援サービス事業の充実

高齢化の更なる進行、高齢者のみの世帯の増加などにより、日常生活において、ちょっとした困りごとがある世帯の増加が予測されます。日々の暮らしの中で少しの支援や見守りがあれば、住み慣れた地域で安心して暮らすことができることから、生活支援サポート事業「おたすけサポーターはなもも」が立ち上がりました。活動の内容は、短時間の軽微な支援や見守り、ゴミ出し、買い物代行などを中心とした住民サポーターによる有償ボランティアの活動です。

今後はこの活動を住民や関係機関に周知し、住民のちょっとした困りごとの解決 のためサービスの拡充を図ります。

図表5-4 生活支援サービスの流れ



図表5-5 「おたすけサポーターはなもも」の活動目標

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数 (人)	480	500	520	540	560
サポーター登録者数(人)	40	45	45	50	50
サポーター養成講座		0		0	
スキルアップ講座	0	0	0	0	0

・生活支援サポーターの養成及びスキルアップ

サポーターが不足している地域があることから、「おたすけサポーターはなもも」 の生活支援サポーター養成講座およびスキルアップのための講座を開催し、サポーターの養成と資質向上のための研修を開催していきます。

サポーターの定例会を毎月実施し、サポーター同士の交流と意見交換を行います。 話し合いにより、モチベーションの維持と活動の円滑化、活性化を図っていきます。

(4) 相談窓口の充実

・総合相談窓口の充実

生活に関する困りごとを総合的な視点から支援できるよう、関係機関と連携を図りながら相談窓口の充実を図ります。

複合的、複雑化している問題を包括的に受け止め、適切な支援につなぐことができるよう、相談員の研修会への派遣、資格の取得など資質向上に努めます。

日常生活自立支援事業の実施

判断能力が不十分で生活に不安を抱えている障がいのある人や認知症高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行います。今後さらに必要性が高まる事業と考えられることから、サービスの周知を図るとともに、支援員等の確保・資質向上、関係機関との連携強化に努めます。

また、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みについて、揖斐川町、圏域、関係機関・団体との連携を図ります。

・権利擁護の推進

支援を要する方がその人らしく生きるため、またその人の自立を支えるため、関係機関と連携を図り、人を支える地域づくりを推進します。

・生活福祉資金貸付制度の実施

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立や生活意欲を促進して、安定した生活を送れるよう、必要に応じた資金の貸付けを行うとともに、相談 支援を行います。

【推進目標4】社会福祉協議会の基盤強化

~「あい」の拠点づくり~

(1) 広報活動による社会福祉協議会の啓発

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として位置づけられており、住民とともに考え、活動していきます。広報「かけはし」やホームページの充実を図り、役割や活動内容、実施事業について、わかりやすく目に見える形での周知を図ります。特に、中学生のアンケート結果からは、社会福祉協議会が「どんな活動をしているか知らない」と回答した割合が高いことから、福祉教育事業などの機会を通してPRしていきます。

・ 啓発活動の推進

揖斐川町及び社会福祉協議会の広報紙やホームページ、あらゆる機会・媒体を活用して、地域福祉の必要性、ボランティア活動、障がい者への理解などについての 啓発に努めます。また、各種事業を通じて福祉への関心を高め、住民の福祉への参加を促進します。

(2) 社会福祉協議会会費、共同募金の拡充

社会福祉協議会の地域福祉事業を推進するために、住民の皆様の協力による会費や赤い羽根共同募金は貴重な財源です。住民の理解が得られるよう、会費や共同募金の使途について丁寧に説明していきます。

また、魅力ある地域福祉事業・住民参加の地域福祉活動を展開し、新規会員の加入促進、共同募金の推進を図ります。

(3) 新しいサービスの研究調査・ニーズ把握

高齢化の更なる進行等により、生活支援サービスのニーズが高まることや、新たなニーズが生じてくることが考えられます。地域住民、福祉関係者、当事者からの声を拾い上げ、必要に応じて調査を行い、現在のサービスの見直し、新たなサービスの検討を行います。

(4) 職員資質の向上

複雑化・複合化する福祉課題に対応できるよう、職員の研修会への参加、研修の実施、資格取得の奨励等を行い、必要な知識・技術の習得を図ります。

(5) 揖斐川町との連携体制の強化

包括的な相談・支援体制を構築・充実させていくためには、揖斐川町が行う公的な支援との連携が重要となります。このため、町と社会福祉協議会との一層の連携体制を強化するために定期的な話し合いを行います。